

1月の各種相談 **無料** ※全て1月1～3日を除く。

相談内容	相談日時	会場	予約・間
法律（弁護士） 要予約 （※年度内1人1回）	第1～4金曜日 午後1時30分～4時	※当面の間、電話相談のみ実施。	市民相談室☎535-2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分	市民相談室 （市役所1階生活課隣）	市民相談室☎529-7331
登記（司法書士）	第1水曜日 午前10時～正午、午後1～3時		県司法書士会福島支部☎529-7331
土地家屋調査（土地家屋調査士）	※当面の間中止とさせていただきます。		
行政（行政相談委員）	第1木曜日 午前10時～正午	市民相談室（市役所1階生活課隣）	福島行政監視行政相談センター☎534-1101
行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで）	第2木曜日 午前10時～正午	男女共同参画センター （本町2-6 ウイズもとまち内）	相談／☎・📠521-8331 問／福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
年金・労働（社会保険労務士） 要予約 ※Zoomでも対応可	水曜日 午後1～5時	県社会保険労務士会	☎526-2270 📠534-5432
青少年や保護者の悩み・困りごと（電話相談）	日曜日：午前10時～午後4時、 月曜日：午後2～8時※月曜日が祝日の場合は、午前10時～午後4時		すこやかテレホン☎531-6332
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供（電話・メール）	月～金曜日：午前9時～午後9時、 土曜日：午前9時～午後5時（祝日を除く）		法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374
法的トラブルの相談（借金・離婚・相続など） 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	火・木曜日 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分	イズム37ビル4階 （北五老内町7-5）	法テラス福島 ☎0570-078370
交通事故	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1～4時	県政相談コーナー	☎521-4281
消費生活（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時		☎522-5999
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時	市消費生活センター （本町2-6 ウイズもとまち内）	☎522-7867
多重債務・消費生活法律相談（司法書士） 要予約	2月13日（日） 午後1～4時		権利擁護センター ☎533-3341
成年後見制度や権利擁護全般に関する相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	保健福祉センター2階 （森合町10-1）	☎525-3780
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員） 育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	こども家庭課	☎521-7594 📠521-7596
労働困りごと相談窓口	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～正午、午後1～5時	県労働委員会事務局 （中町8-2 自治会館4階）	☎521-7594 📠521-7596
労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ、嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分	福島合同庁舎5階（霞町1-46）	総合労働相談コーナー☎536-4600 ☎0800-8004611（労働者フリーダイヤル）
職場のマタハラ、セクハラ、性差別、育児・介護休業など	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島労働局雇用環境・均等室内 （霞町1-46 5階）	☎536-4609
障がい者差別相談窓口 （電話・ファクス・メールで）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時		市社会福祉協議会 ☎533-8890 📠533-2827 Mail soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
人権なんでも相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島地方方法務局人権擁護課 （本内字南長割1-3）	みんなの人権110番☎0570-003-110 子どもの人権110番☎0120-007-110 女性の人権ホットライン☎0570-070-810
外国人の生活相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時 日本語、英語、フランス語 ※対話型翻訳機で100言語以上に対応可能	外国人生活相談窓口Support Desk for Foreign Residents （市役所1階）	定住交流課（市国際交流協会事務局） ☎525-3739 📠533-5263 Mail teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人住民のための相談窓口 （来所・電話・ファクス・メールで）	火～土曜日 午前9時～午後5時15分 日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・スペイン語・ネパール語・インドネシア語	県国際交流協会 （舟場町2-1 2階）	☎524-1316 📠521-8308 Mail ask@worldvillage.org
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	原則 火～土曜日 午前9時～午後5時15分 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語		県国際交流協会 ☎524-1316

震災関連相談については市ホームページをご覧ください。



市政テレビ・ラジオ番組 ※各放送局の事情により、時間は変更になる場合があります。

市政テレビ番組			市政ラジオ番組		
[2022福島市を語る～エールを送るまち福島市～]					
TUF	1月8日(出)	午前9時25分～	ラジオ福島 (145.8kHz) (90.8MHz)	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時 午前10時40～45分
KFB	1月8日(出)	午前11時25分～	ふくしまFM (81.8MHz)	金曜日	午前8時35～55分の間に1分間
FCT	1月8日(出)	午前11時25分～	FMポコ (76.2MHz)	月～金曜日	午前7時7～14分 午後5時30～35分(再)
FTV	1月2日(日)	午後1時25分～	NHK第一 (1323kHz)		随時放送

※テレビ番組は翌月から6カ月間、市ホームページでもご覧いただけます。 [\(福島市 市政テレビ\)](#) [検索](#)

市政だよりは市のホームページでもご覧になれます。【ホームページアドレス】<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>
目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のホームページで声の市政だよりを聞くことができます。

犬や猫は飼い主が責任を持った飼育を！

愛犬の狂犬病予防注射はお済みですか？

狂犬病予防注射は、1年に1回受けさせることで、愛犬が恐ろしい狂犬病にかかることを防ぎます。未接種の場合は動物病院で受けさせてください。

不幸な子猫が産まれないために保健所では、とても多くの子猫を引き取っています。不妊・去勢など、不幸な子猫が産まれないための対策をお願いします。

猫が快適に排泄できるような猫用トイレを設置しましょう。猫が交通事故に遭ったという相談が多くあります。屋内で飼育するようお願いいたします。

猫が屋内飼育を！

猫が交通事故に遭ったという相談が多くあります。屋内で飼育するようお願いいたします。

保健所衛生課
☎597-6409

20歳になったら国民年金

内 20歳になった方には、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせする書類が届きます（厚生年金保険に加入し

内 農業者年金は、農業者の老後の生活を支える公的年金です。積立方式（確定拠出型）の終身年金で、支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。令和4年1月からは農業者年金制度が改正となり、35歳未満で要件を満たす場合は、保険料納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。対年間60日以上農業に従事している60歳未満の国民年金第1号被保険者

申 最寄りのJ-A窓口で

問 農業委員会事務局
☎525-3779

国保・年金 農業者年金に加入しましょう

**後期高齢者医療制度
医療費が高額になったときは**

ている方を除く。公的年金制度は年老いたときや障害を負ったときの生活を、働いている世代みなどで支えようという考えで作られた仕組みで、日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。お手元に届く年金手帳は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。

問 国保年金課 ☎525-3738
東北福島年金事務所
☎535-0141（音声案内）

税

**市・県民税第4期
国民健康保険税第7期
納期限は1月31日(月)**

内 市税等の納付には口座振替がお勧めです。スマートフォン決済アプリもご利用できます。

※詳しくはお問い合わせください。
問 納税課 ☎525-3717

令和4年度（令和3年分）市民税・県民税申告のお知らせ

内 市民税・県民税の申告受け付けは、2月4日(金)から実施します。詳しい日程・会場は市政だより2月号に掲載します。申告が必要と思われる方へ、1月中旬に申告案内書をお送りします。2月4日以降、指定日時に各会場にお越しください。なお、三密を避けるため郵送による申告を推奨しています。

※申告書は、1月上旬より市民税課および各支所・出張所、市ホームページから取得可。

※申告期間中、市民税課窓口での申告受け付けは行っておりません。

福祉

**第39回 市障がい者
将棋・オセロ大会**

時 2月5日(出) 将棋・午前9時30分～正午、オセロ・午後1時30分～4時 対市内在住の障がい者（障がい者手帳などをお持ちの方） 定 将棋・8人、オセロ・12人（先着順） 料 300円

申 1月20日(木)までに腰の浜会館へ電話か①住所②氏名③電話番号を明記の上ファクスで

場 問 腰の浜会館（火曜日休館）
☎533-5261 📠533-5262

柔道整復師などの施術に係る療養費の一部窓口無料化について

内 子ども医療費および重度心身障がい者医療費の受給資格者が本市および県北地域の「協力施設所」において支払った柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費について、令和4年1月分より一部窓口無料となります。なお、1カ月の療養費の自己負担額が21,000円を超える場合は「協力施設所」以外

で支払った療養費については、これまで同様、窓口で一旦お支払いいただいた上で助成申請書の提出が必要です。詳しくは、地域福祉課または各施設所にお問い合わせください。

対 子ども医療費受給資格者、重度心身障がい者医療費受給資格者 持 受診の際は必ず受給資格者証を提示してください。

問 地域福祉課 ☎525-3747